

さ五分也、まかれれば右にいふ爐ぶちの高サにて五分引ケば、板敷と爐ぶちの天との高サ一寸七分也、是則よせ敷居の高サと同寸法也、然ば疊のあつさ一寸六分半に仕立る事よし。

一炭櫃の板の厚サ七分、手がかりのあつさ一寸、此高サ二寸三分、形は下すばりにさし立る也、恰好は上と下と五分違ほど也、總高サは一尺四寸計、杉の上板にて仕立る事よし、扱爐の内ぬり立る心得は、上土段一寸ならば、下ほどタツロゲて廣くする事よし、同じは、にすぐにぬれば、必下せまく見えて上より見分悪し、小手敷を不入、ざんぐりとぬり立る事よし。

〔南方録<sup>二</sup>〕爐縁附木地薄塗

香ぐるみ杯よし、折々洗へば木の歪されてよし、洗縁と云、冬は塗縁、春は木地縁杯云、説あれども、侘には何もく、木地縁相應也、四疊半に成ては薄塗、又は眞の座敷ならば、眞の黒塗も可爲相應

〔茶道要録<sup>上</sup>法〕爐同縁之事

春ハ洗縁ヲ用ユ、陽氣燥ヲ舉ル故ニ見テ悪シ、故ニ用客毎ニ洗ヒテ用ベシ、澤栗ノ目通ヲ以テ作ル、冬ハ塗縁ヲ用ユ、洗縁ノ古ビタルヲ搔合ニ漆塗テ用、是侘ナリ、又不侘人ハ眞塗ヲ用、是ハ檜木地也、徑リ一尺四寸四方、幅一寸一分、高サ二寸也、爐壇ハ一寸内ノ廣サ九寸六分也、末流ニハ爐壇九分ニスト也、鍍ヲ掛ル時、爐壇ヲ欠事アリ、末流ニハ欠目ノ不見ヤウニ欠也、角ヲ立テ欠タルト見ヤウニスベシ、下ノ止リモ如其スベシ、

〔貞要集<sup>三</sup>〕爐五徳居様之事附灰の仕様之事

一爐縁古來は口切木地、春は塗縁と在之候、然れども世上押並て冬は塗縁、春は木地縁に成申候、かようの事は多分に付たるが能かと覺候、丹羽五郎左衛門長重公御自筆の御覺書に、十月四日古田織部口切に、釜霰、爐縁は木地、勢高の茶入袋なりと、御自筆御書付有之候、されども誤り來るを世上並に可致候、我計知たる様にも不宣候、